

豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年のがん患者の在宅における療養生活を経済的に支援することにより、当該患者及びその家族の経済的負担の軽減を図り、もって住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する申請時から、「在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他在宅における療養生活に必要と認められるものに限る。）」、「福祉用具の貸与」及び「福祉用具の購入」（以下「在宅サービス等」という。）の利用時において、豊橋市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 在宅サービス等の利用開始時点において、年齢が0歳以上40歳未満の者（ただし、福祉用具の貸与又は購入のみの者にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないものに限る。）
- (3) 医師の社会通念上相当と認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において、この補助金と同等の助成又は給付を受けることができない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、在宅サービス等の利用に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の公的な制度等においてこの補助金と同等の助成又は給付を既に受けている経費については、補助対象経費としない。

3 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費を合計した額の10分の9に相当する額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給者については、全額）を補助するものとし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助金の額は、補助対象者1人につき1月54,000円を上限とする。

4 補助対象経費は、次条の規定による申請のあった日以降に利用した在宅サービス等を対象とする。

（利用の申請）

第5条 本制度を利用しようとする補助対象者（以下「利用申請者」という。）は、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用申請書（様式第1号）に、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金意見書（様式第2号）又は第3条第3号に該当することを確認することができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第6条 市長は、必要と認める場合には、前条の規定による申請書の内容について医師の意見を求めることができる。

（利用の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用（却下）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（利用にかかる変更の届出）

第8条 利用の決定を受けた利用申請者は、申請した内容に変更が生じたときには、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用にかかる変更の決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、変更の可否を決定し、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 利用の決定を受けた利用申請者は、補助対象者が在宅サービス等の利用を開始したときは、在宅サービス等を利用した月の翌々月末日（市長が特別の理由があ

ると認めるときは、この限りでない。)までに豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第6号)にサービス利用に係る領収書及びサービス利用明細書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者が死亡した場合であって、補助対象者の法定相続人が請求する場合は、法定相続人であることを証明する書類(戸籍全部事項証明書等)を添付しなければならない。

3 市長は、前各項に規定する添付書類について、申請者から返還の求めがあったときは、これを返還することができる。当該添付書類を返還する場合は、その目的、用途等を調査しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、可否を決定し、豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者の請求に基づき補助金を交付するものとする。この場合申請者の請求は、補助金の交付を決定した日にあったものとみなす。

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月29日から施行し、10月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日以前の申請に関する取扱いについては、なお従前の例による。